

① 利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費（Ⅰ） 居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所

居宅介護支援費（ⅰ）	介護支援専門員1人あたりの担当件数が1～44件	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
居宅介護支援費（ⅱ）	介護支援専門員1人あたりの担当件数が45～59件	要介護1・2	544単位
		要介護3・4・5	704単位
居宅介護支援費（ⅲ）	介護支援専門員1人あたりの担当件数が60件以上	要介護1・2	326単位
		要介護3・4・5	422単位

居宅介護支援費（Ⅱ）一定の情報通信機器の活用及び事務職員の配置を行っている事業所

居宅介護支援費（ⅰ）	介護支援専門員1人あたりの担当件数が1～49件	要介護1・2	1086単位
		要介護3・4・5	1411単位
居宅介護支援費（ⅱ）	介護支援専門員1人あたりの担当件数が50～59件	要介護1・2	527単位
		要介護3・4・5	683単位
居宅介護支援費（ⅲ）	介護支援専門員1人あたりの担当件数が60件以上	要介護1・2	316単位
		要介護3・4・5	410単位

② 利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型 通所介護・指定福祉用具貸与)	1月につき200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない	基本単位数の 50%に減算

③ 特定事業所加算

	算定要件	加算Ⅰ (519単位)	加算Ⅱ (421単位)	加算Ⅲ (323単位)	加算A (114単位)
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
②	常勤かつ専従の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤非常勤各 1名以上
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的に開催すること	○	○	○	○
④	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○(連携 でも可)
⑤	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3～要介護5である者が4割以上であること	○			
⑥	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○(連携 でも可)
⑦	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑧	地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していることなし				
⑨	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○	○	○	○
⑩	特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○

④ 特定事業所加算

算定要件		加算 I (519単位)	加算 II (421単位)	加算 III (323単位)	加算 A (114単位)
⑩	介護支援専門員 1人あたりの利用者の平均件数が45未満であること	○	○	○	○
⑪	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	○(連携でも可)
⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施している事	○	○	○	○(連携でも可)
⑬	必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作制	○	○	○	○

⑤ 特定事業所医療介護連携加算

①	前々年度の三月から前年度の二月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上であること	○	○	○	/
②	前々年度の三月から前年度の二月までの間においてターミナルケア加算を15回以上算定している事	○	○	○	/
③	特定事業所加算（I）（II）（III）のいずれかを算定している事	○	○	○	/

⑥ 加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位
入院時情報連携加算（I）	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250単位
入院時情報連携加算（II）	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200単位
イ) 退院・退所加算（I）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450単位
ロ) 退院・退所加算（I）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600単位
ハ) 退院・退所加算（II）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600単位
ニ) 退院・退所加算（II）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けしており、うち一回はカンファレンスによること	750単位
ホ) 退院・退所加算（III）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けしており、うち一回はカンファレンスによること	900単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200単位
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席をし、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合	50単位